

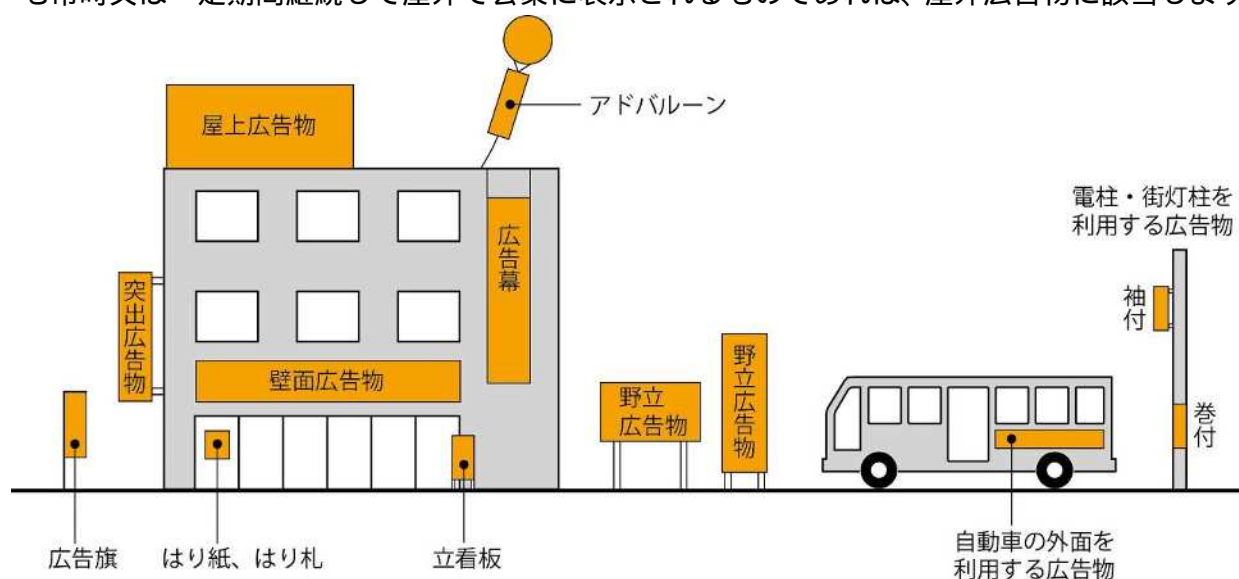
平成 27 年度第 1 回宗像市景観審議会

参 考 資 料

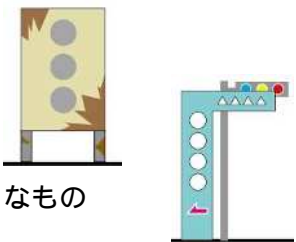
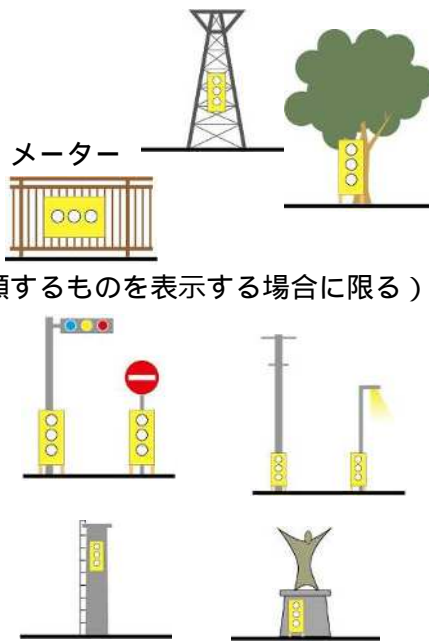
平成 27 年 4 月 17 日
宗像市役所第 2 委員会室

1. 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条で定義）

屋外広告物とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告塔、広告板などをいいます。このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものであっても常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。



2. 禁止広告物と禁止物件（条例素案第 13 条、第 6 条）

禁止 広告物	次のような広告は、すべての地域において表示できません。 - 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの - 著しく破損し、又は老朽したもの - 倒壊又は落下のおそれがあるもの - 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの - 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの 
禁止 物件	次の物件には、原則として広告物を表示できません（適用除外となるものもあります）。 - 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯 - 石垣、擁壁の類 - 街路樹、路傍樹、保存樹 - 信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、パーキング・メーター及び道路情報管理施設、駒止めの類並びに里程標の類 - 電柱、街灯柱その他電柱の類及び消火栓標識 （はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等その他これらに類するものを表示する場合に限る） - 消火栓、火災報知機、防火水槽標識及び火の見やぐら - 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔の類 - 送電塔、送受信塔及び照明塔 - 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類 - 景観重要建造物、景観重要樹木 - 銅像、神仏像及び記念碑の類 - 道路の路面 - 市長が特に必要と認めて指定する物件 

【補足】屋外広告物とは

屋外広告物法では、「屋外広告物」を次の４つの要件を満たすものとして定義されています。

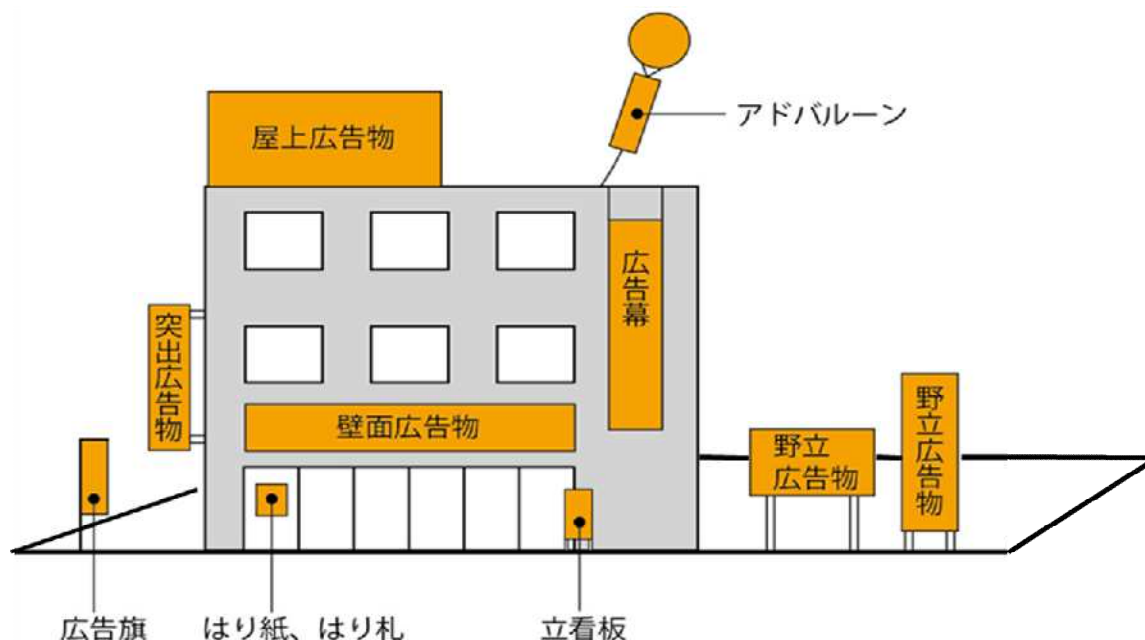
常時又は一定の期間継続して 屋外で 公衆に
表示されるものであって、

- 1 看板、立看板、はり紙、はり札
- 2 広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
- 3 これらに類するもの

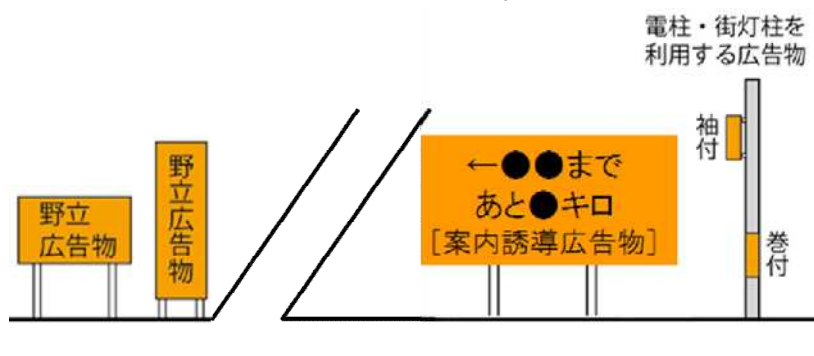
自家広告物と非自家広告物

■ 自家広告物

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件のこと。



■ 非自家広告物 = 自家広告物以外の広告物のこと。

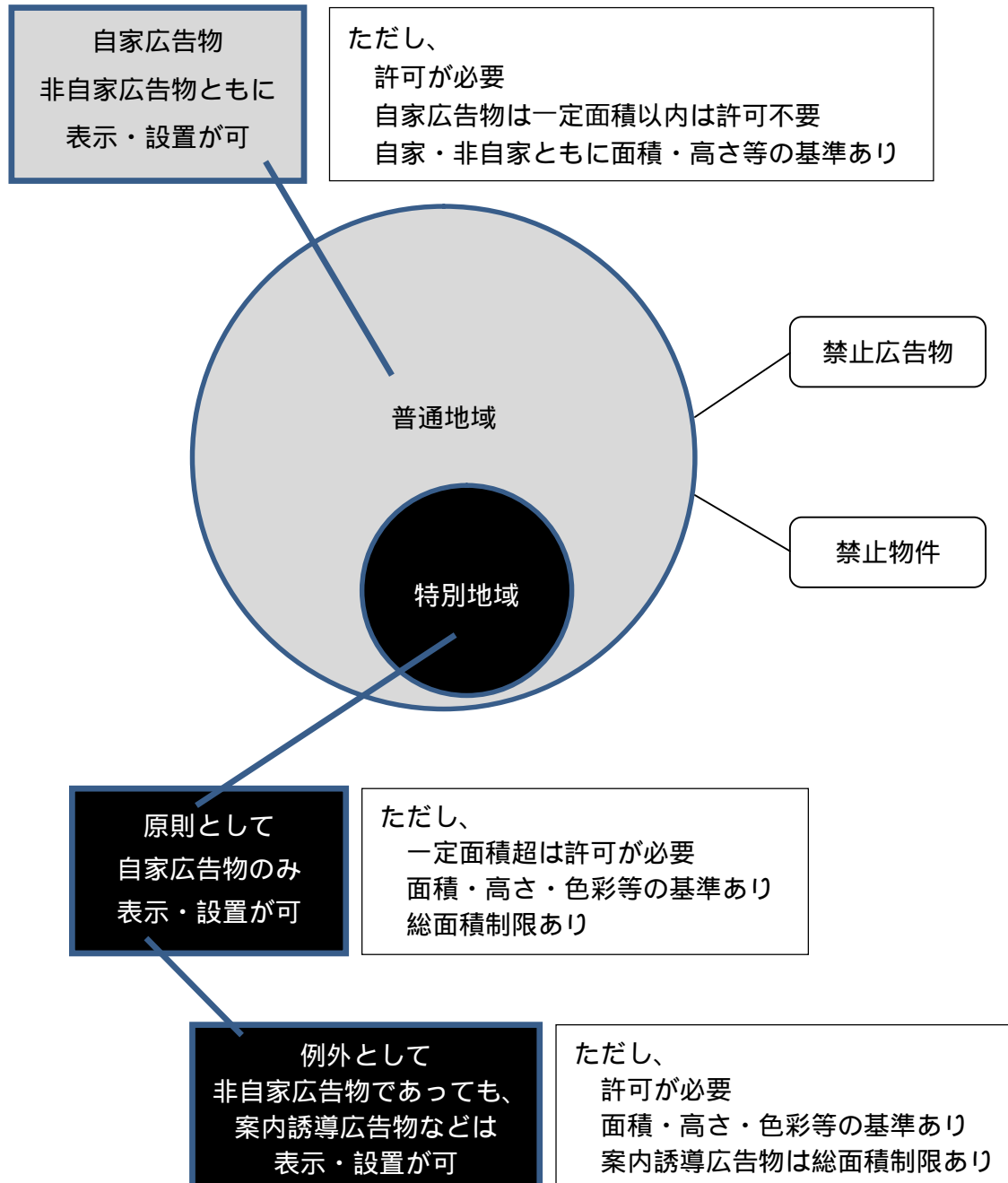


- 固定広告物：野立広告物（広告板、広告塔）、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物（広告板、広告塔）など
- 簡易広告物：はり紙、はり札、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン、電柱・街灯柱を利用する広告物など

3．特別地域と普通地域（条例素案第4条、第7条）

宗像市屋外広告物条例（素案）では、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、特別地域と普通地域を設けています。特別地域と普通地域の規制誘導の概略は、下図のとおりです。

この図は概略でありすべての内容を表現したものではありません



4．屋外広告物の基準の概要（素案） … 詳細は規則で定めます

（１）共通基準

項 目	基 準
広告物の規模	広告物の面積、高さ、数量は最小限とすること。 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。
周辺との調和	広告物の形態意匠は、地域特性や周辺景観との調和を図ること。 建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
色彩や光の使い方	広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物、工作物と類似、融和するものとする。
他法令の遵守	道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあつては、これらの法令の規定に適合するものであること。

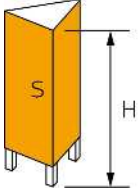
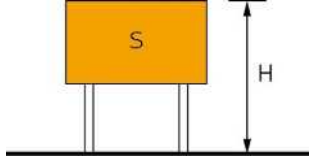
（２）色彩・照明等の基準

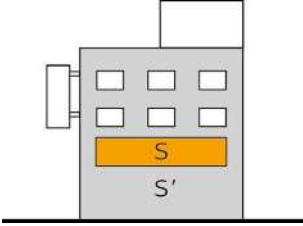
項 目	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
色彩	・ 彩度 6 を超える色彩を使用する面積が 1 面の表示面積の 2 分の 1 以下とすること ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用を禁止する			-
照明等	・ 動光、点滅照明、その他これらに類似するものの表示又は設置を禁止する ・ 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告又はこれらに類するものの表示又は設置を禁止する			-

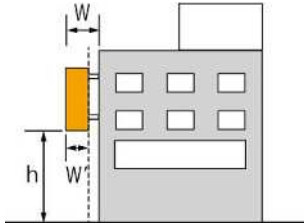
彩度：工業標準化法に基づく日本工業規格 Z8721 に定める彩度のこと

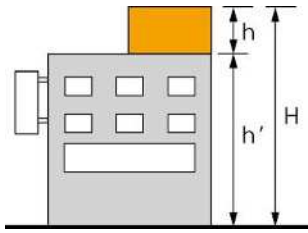
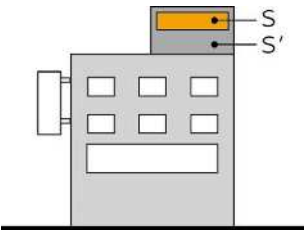
(3) 広告物ごとの個別基準

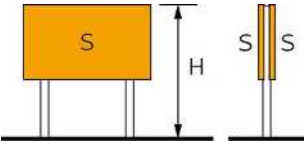
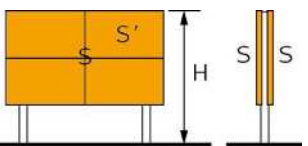
1) 固定広告物 【許可期間 3 年以内】

野立広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
広告塔  広告板 	【広告塔、広告板】 ・ H 6 m ・ S 5 m² (合計) ・ 自家広告物に限る			【広告塔】 ・ H 15m ・ S 50 m² (1 面) ・ 相互距離 15m 商業地域は H 30mのみ 【広告板】 ・ H 5 m ・ S 50 m² (1 面) ・ 相互距離 5 m 商業地域は H 5 mのみ

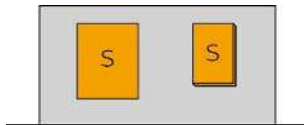
壁面広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	・ S 1/4 S' (各壁面) ・ 自家広告物に限る			・ S 1/3 S' (各壁面) 商業地域は S 3/5 S' (各壁面)

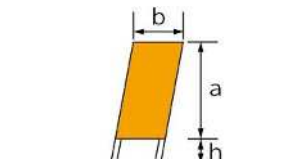
突出広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
 道路境界線	・ W 1.0m ・ h 2.5m ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る			・ W 1.5m ・ h 2.5m ・ 上端は建物の壁面上端より上に出ないこと ・ 自家広告物に限る ・ S 20 m² (合計)
・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m ・ (道路境界線からの出幅) W' 1.0m				

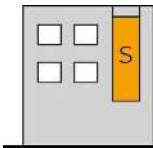
屋上広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
屋上に設置する場合  屋上構造物利用の場合 	禁 止	【屋上設置、屋上構造物利用】 ・ h 3m ・ h 1/3 h' ・ 自家広告物に限る		【屋上設置】 ・ h 2/3 h' ・ H 50m 【屋上構造物利用】 ・ $S < 1/2 S'$ (各壁面) 1/2 以上の場合は屋上に設置する広告物扱い

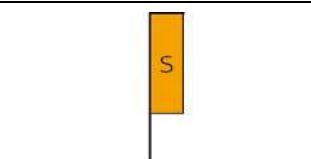
案内誘導広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
 集合の場合  非自家広告物だが、基準に適合すれば表示可能 表示内容（例） 	・ H 5m ・ S 2㎡ (1面) 2 S 4㎡ (合計) 【集合の場合】 ・ S 8㎡ (1面) 2 S 16㎡ (合計) S' 2㎡ (1施設) ・ 表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること ・ 設置箇所は、原則として一施設につき特別地域内で3箇所以内であること ・ 色彩は、原則として3色以内であること ・ 複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること 第1種特別地域における設置は、指定する区域に限る			広告物ごとの個別基準に適合すること

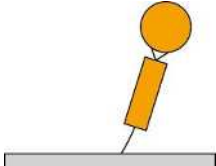
2) 簡易広告物その1 【許可期間1月以内(特別地域のアドバルーンは3日以内)】

はり紙・はり札	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	・ S 1 m ²			

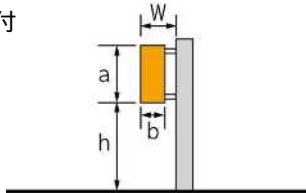
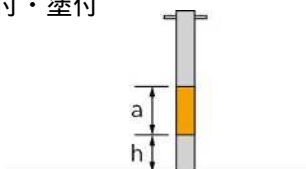
立看板等	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	・ a 2 m ・ b 1 m ・ h 0.3m			

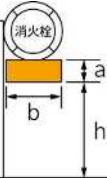
広告幕	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
懸垂幕  横断幕 	・ S 15 m² ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること			

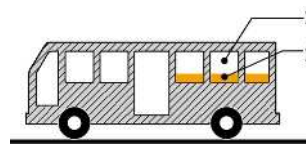
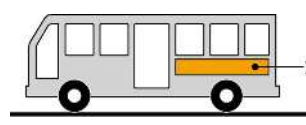
広告旗	基 準			
	特別地域			普通地域
	第1種	第2種	第3種	
	・ S 2m² ・ 4本以上設置する場合は相互の距離を3メートル以上とすること			・ S 2m ²

アドバルーン	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	・ 1 敷地につき 1 個までとすること ・ 風圧に耐えるようにしっかりと係留すること			

2) 簡易広告物その2 【許可期間3年以内】

電柱・街灯柱を利用する広告物	基 準			普通地域
	特別地域			
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
袖付	 ・ a 1.5m ・ b 0.8m ・ W 0.8m ・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m			
巻付・塗付	 ・ a 1.8m ・ h 1.2m ・ 1本につき1個までとすること			

標識を 利用する広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
バス停留所標識	 ・ S 1/3 S'			
消火栓標識	 ・ a 0.4m ・ b 0.8m ・ (車道上) h 4.5m、(歩道上) h 2.5m			

自動車の外面を利用する広告物	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	定期路線バスの外面を利用する場合（ に規定するものを除く ）			
	・ 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみ			
	・ S1 3/10 S'（各面）			
	・ 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする			
	・ 表示方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと			
	・ 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと			
	定期路線バスの外面を利用する広告板の場合			
	・（側面）S2 5㎡、（後面）S2 0.5㎡			

固定広告物の総量

野立広告物、壁面広告物、 突出広告物、屋上広告物の 1 敷地内の総量	基準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
	10 m ² 以内	15 m ² 以内	20 m ² 以内	-
	・ 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準に適合すること ・ 第 2 種特別地域、第 3 種特別地域における延面積 1,000 m ² を超える店舗、宿泊施設等は、1,000 m ² ごとに総量を 10 m ² 緩和できる。ただし、第 2 種特別地域は 45 m ² 、第 3 種特別地域は 50 m ² を上限とする。 ・ 景観審議会において、「良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の良好な景観の形成に寄与する」と特に認められた場合は、総量規制を緩和することができる			

5 . 適用除外（条例素案第 11 条）

（ 1 ）特別地域、普通地域、禁止物件で許可不要の広告物の例

他法令の規定により表示する広告物（道路標識、交通標識など）

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

簡易広告物**その 1**以外の広告物については、事前に市長と協議し、同意を得ることが必要
公職選挙法の規定に基づく選挙運動用のポスター、立札など

公益上必要な施設又は物件で、基準に適合して寄贈者名等を表示する場合

（ 2 ）特別地域、普通地域で許可不要の広告物の例

自家広告物で基準に適合するもの

項 目	基準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
1 敷地あたりの 表示面積の合計	5 m ² 以内	10 m ² 以内 (九州自動車道両側 500m以内と 古墳・墓地の地域は 5 m ² 以内)	10 m ² 以内	15 m ² 以内
広告物単体の基準	・ 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準にも適合すること			

管理広告物で基準に適合するもの

項 目	基 準			
	特別地域			普通地域
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
1 敷地あたりの表示面積の合計	2 m ² 以内	5 m ² 以内		
広告物単体の基準	・ 広告物の共通基準、個別基準、色彩・照明等の基準にも適合すること			

工事現場の板塀や板囲いに表示される広告物で基準に適合するもの

冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物

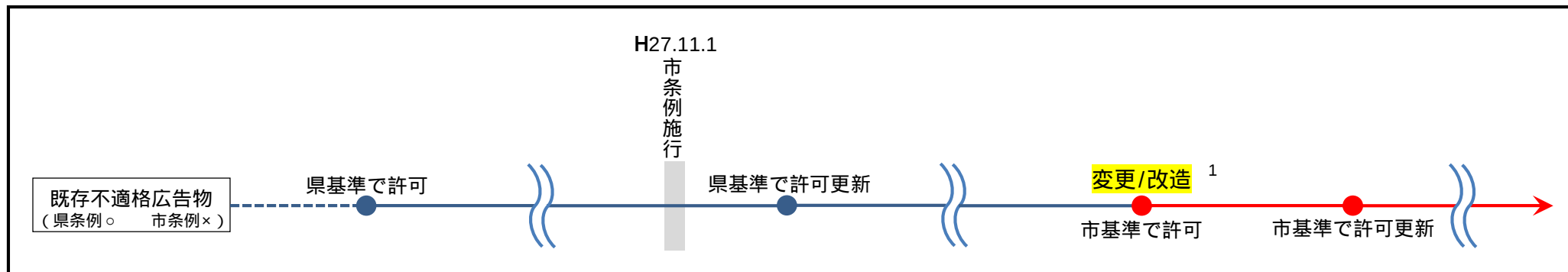
講演会、展覧会、音楽会、スポーツ大会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物

自動車に表示される広告物で基準に適合するもの

政治資金規正法に基づく政治団体が政治活動のために表示する広告物で基準に適合するもの

6. 経過措置（条例素案附則第3項、条例素案第12条）

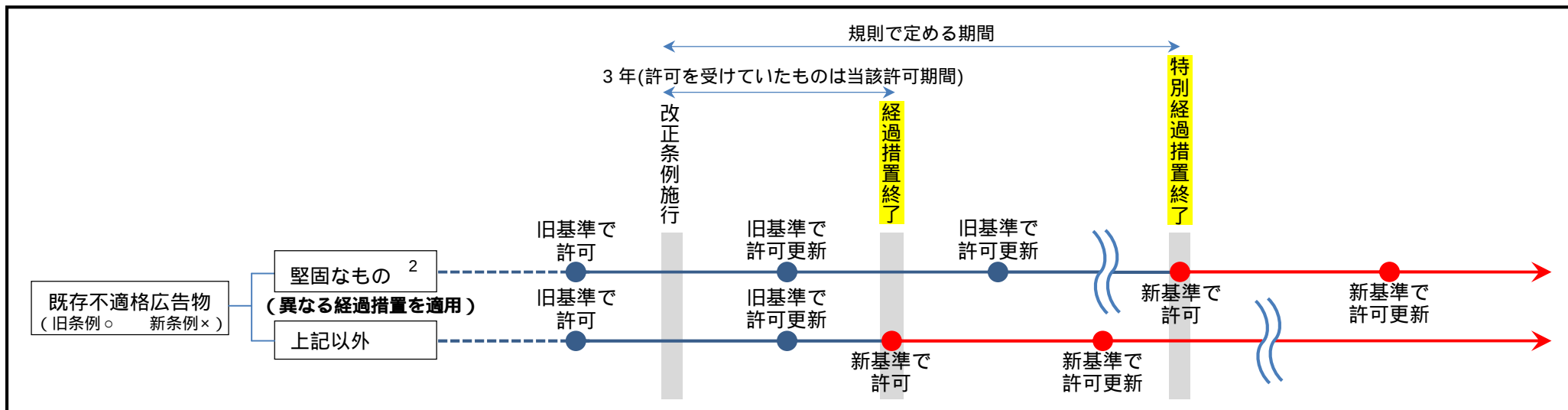
（1）県条例→市条例制定 の場合の経過措置（条例附則第3項）



1：次のいずれかの要件に該当する軽微な変更・改造は除きます

- ・ 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更をきたさない程度の改造、補強又は修理
- ・ 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
- ・ 掲出物件に、当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合

（2）市条例→市条例改正 の場合の経過措置（条例第12条）



2：鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造の広告物又は掲出物件で、建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市長が認めたもの